

静岡県人事委員会は、勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則7-1268

勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則

勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則（静岡県人事委員会規則7-130）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減じる時間)</p> <p><b>第2条</b> 給与条例第17条第2項本文、教職員条例第18条第2項本文及び警察条例第17条第2項本文に規定する人事委員会規則で定める時間は、7時間45分に19を乗じて得たものとする。ただし、次の各号に掲げる職員については、7時間45分に19を乗じて得たものに当該各号に掲げる規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得たものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）勤務時間条例第2条第3項</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(加算する額)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「7時間45分に19を乗じたもの」とあるのは、「7時間45分に19を乗じたものに勤務割合を乗じて得</p>	<p>(減じる時間)</p> <p><b>第2条</b> 給与条例第17条第2項本文、教職員条例第18条第2項本文及び警察条例第17条第2項本文に規定する人事委員会規則で定める時間は、7時間45分に19を乗じて得たものとする。ただし、次の各号に掲げる職員については、7時間45分に19を乗じて得たものに当該各号に掲げる規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得たものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）勤務時間条例第2条第3項</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(加算する額)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「7時間45分に19を乗じたもの」とあるのは、「7時間45分に19を乗じたものに勤務割合を</p>

たもの」とする。

乗じて得たもの」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条及び第4条の規定を適用する。